

小児慢性特定疾病自己負担上限月額（平成30年1月～）

階層区分	階層区分の基準		自己負担額 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			一般	重症患者 (※)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0		
II	市町村民 税非課税 世帯	～年収80万円以下	1,250		500
III		年収80万円超	2,500		
IV	一般所得Ⅰ (～市町村民税7.1万円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ (市町村民税7.1万円～25.1万円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市町村民税25.1万円以上)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

(※) 重症患者…以下のいずれかに該当する場合に対象となります。

- ① 重症患者認定基準を満たす場合
- ② 高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月を超える月が年間6回以上ある場合）

- ・階層区分「Ⅰ」に関しては、入院時の食費についても自己負担は生じません。
- ・階層区分「Ⅱ」及び「Ⅲ」に関しては、医療費支給認定保護者の年収によって階層が決定されます。
- ・血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患の方を含む）に該当する方に関しては、上表に関わらず、自己負担は生じません。